

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和3年11月11日（木）15時00分～16時40分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
澁谷企画調査官、大辻室長補佐、新井安全審査官、久川係員
高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）
地震・津波審査部門
江崎企画調査官、千明主任安全審査官（テレビ会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当4名（テレビ会議システムによる出席）
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
担当4名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、放射性物質分析・研究施設第2棟（以下「第2棟」という）に関し、本年6月9日に実施した前回面談以降の状況、及び本年9月8日の原子力規制委員会で示した「東京電力福島第一原子力発電所の耐震設計における地震動とその適用の考え方」に基づき検討する第2棟に適用する耐震クラスについて、資料に基づき以下の説明があった。
 - 耐震クラス分類がB+クラスになる場合、評価に時間を要するため、補正申請まで少なくとも7ヶ月半必要となる見込みである。
 - 耐震クラス分類を行う際の公衆への被ばく影響について、これまでは、地震により建屋、コンクリートセル等の閉じ込め機能が一部喪失した際の影響として、構成設備のうち最大の値となるものが1.1mSvと評価してきたが、今後遮へい機能の喪失も考慮して再評価する。
- 原子力規制庁は説明を受けた内容について主に以下のコメント等を伝えた。
 - 耐震クラス分類を決める際の考慮事項である廃炉活動に与える影響の有無が明確になっていないため、燃料デブリ等の分析業務の全体像における第2棟の設置目的とそのスケジュール、他分析施設との関係も含めた第2棟の役割、分析・試験項目について、これまで説明を受けた資料を更新する形で早急に説明すること。
 - 公衆への被ばく影響の評価について、これまで示された評価は、使用施設等の基準において示されている評価方法、具体的には閉じ込め機能の喪失と遮へい機能の喪失及び1事故当たりの喪失の組み合わせを十分に考慮していないと考えるところ、設備毎に求められる安全機能を整理した上で、改めて耐震クラスの分類の際の影響評価として検討し説明すること。

6. その他

資料：

- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について（第2棟の状況について）